

## 鎌倉市高齢者向け冊子協働発行に係る企画提案募集要項

### 1 事業の概要

鎌倉市が発行する高齢者向け冊子（以下、「冊子」という。）を、市と協働して発行する。詳細は別紙「鎌倉市高齢者向け冊子協働発行に係る仕様書」のとおりとする。

冊子は、鎌倉市の高齢者を対象に、地域で受けられる高齢者向けサービスや介護保険制度について掲載するもので、高齢者の利便性向上を図るために発行し、市役所窓口や各支所、地域包括支援センター、病院、薬局等で配布する。

### 2 業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

### 3 募集について

募集は、鎌倉市役所前の掲示板、鎌倉市ホームページ上並びに「かながわ電子入札共同システム」内のインフォメーションに掲載することにより公告する。

### 4 応募者の資格・要件

以下に示す（１）～（６）の要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- （２）監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録簿取消処分を受けていない者であること。
- （３）鎌倉市入札停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- （５）鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 2 項から第 5 項に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （６）平成 28 年 4 月 1 日以降に地方自治体の発行する情報誌等を作成した実績があること。

### 5 申込方法

応募する事業者は、必要書類を下記に定められたとおり、鎌倉市役所高齢者いきいき課介護保険担当窓口へ提出する。必要書類は鎌倉市ホームページからダウンロードしたものを

プリントアウトして入手するものとする。

(1) 申込受付期間

令和元年（2019年）12月2日（月）から令和元年（2019年）12月27日（金）まで  
提出期限は令和元年（2019年）12月27日（金） 午後5時 厳守とする。

(2) 申込受付場所

鎌倉市役所高齢者いきいき課 介護保険担当

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出する。

(4) 提出書類

ア 鎌倉市高齢者向け冊子協働発行に係る企画提案参加意向申出書兼誓約書（1部）

イ 法人概要（1部）

事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、従業員数等）、沿革等を簡潔に示した  
もの。様式は任意で、A4サイズとする。

ウ 企画提案書

・正本（会社名、社印等の記載のあるもの）1部

・副本（会社名、社印等の記載がないもの）8部

企画提案書は1者につき1つとし、以下の内容を示すこと。様式は任意で、A4サイ  
ズとする。

(ア) 冊子のタイトル及びページ構成（広告ページを含む）

(イ) 企画・掲載内容

(ウ) ページのイメージ及び見やすく、使いやすくするための工夫

(エ) 広告募集の方法及び広告内容の審査体制

(オ) 実施体制及びスケジュール

(カ) 特筆すべきその他企画提案

(キ) 広告の総量

(ク) 校正の回数及びその方法

エ 業務実績（1部）

4 応募者の資格・要件（6）に該当する実物を提出する。

6 質問の受付及び回答

実施要項、仕様書等についての質問を次のとおり受け付け、回答は鎌倉市ホームページへ  
掲載して行うものとする。

(1) 受付期間

令和元年（2019年）12月2日（月）から12月9日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送、電子メール又はFAXによる提出。（着信の確認は質問者が行う。）

※電話及び窓口での口頭による質疑は不可とする。

(3) 提出先

鎌倉市役所高齢者いきいき課 介護保険担当

(4) 回答日

回答は令和元年（2019年）12月13日（金）までに鎌倉市ホームページ上で行う。

7 審査方法

(1) 審査・選定方法

提出された企画提案書等により、鎌倉市高齢者向け冊子協働発行事業者選定委員会において、別添評価シートに基づき評価を行い、各評価項目の評価点数の合計点が最も高い事業者を選定する。ただし、基準点（3点×評価項目数×選定委員数の合計点）に満たない場合は、選定しないものとする。

なお、最も高い得点の事業者が複数の場合は、同点の提案者を対象に協議を行い、選定することとする。

(2) 応募事業者が1者の場合

(1)と同じく評価を行い、各評価項目が基準点を満たした場合には、選定するものとする。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 応募したすべての者に審査結果を書面で通知する。

イ 応募者すべての名称、評価点、最優秀提案者の選定理由等は、鎌倉市ホームページで公表する。

(4) その他

ア 提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 提出された企画提案書等作成に要した費用については、全て事業者が負担するものとする。

ウ 企画提案書（正本を除く）等の資料に、事業者名やロゴマークなど、提案者を識別できるような表示をしないこと。

エ 企画提案書等提出後、審査結果通知までの間、特別な理由がない限り、鎌倉市役所高齢者いきいき課執務室への立入りを禁止する。

オ 企画提案書等は、事業者の選定以外のために提案者に無断で使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、鎌倉市情報公開条例に基づき、企画提案書等を公開することとする。

8 協定締結について

(1) 選定委員会において決定した最優秀提案者と協定を締結する。

(2) 協定締結予定業者が、協定締結までに4 応募者の資格・要件に示すもののうち、一つでも満たさなくなった場合は、協定を締結しないものとする。協定締結予定業者との協定が成立しなかった場合は、改めて次点の提案者と協定を締結する。

9 スケジュール

令和元年（2019年）12月2日（月）：募集開始

令和元年（2019年）12月27日（金）：企画提案書等提出期限

令和2年（2020年）1月上旬：選定委員会開催

令和2年（2020年）1月中旬：選定事業者と協定締結

令和2年（2020年）1月下旬：冊子作成開始

令和2年（2020年）10月：2020年度版冊子配布予定

10 問い合わせ先

鎌倉市役所 健康福祉部高齢者いきいき課 介護保険担当（本庁舎1階 7-B窓口）

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所

E-mail:kaigo@city.kamakura.kanagawa.jp

TEL:0467-23-3000(内線 2699)

FAX:0467-23-7505（高齢者いきいき課宛）

担当：穂田